

山形県下水道協会規則

(昭和 39 年 10 月 16 日 制 定)

(昭和 43 年 7 月 23 日 一部改正)

(昭和 46 年 6 月 29 日 一部改正)

(昭和 47 年 6 月 2 日 一部改正)

(昭和 49 年 5 月 28 日 一部改正)

(昭和 51 年 5 月 27 日 一部改正)

(昭和 55 年 5 月 29 日 一部改正)

(昭和 57 年 5 月 13 日 一部改正)

(昭和 61 年 4 月 22 日 一部改正)

(昭和 63 年 4 月 19 日 一部改正)

(平成 5 年 4 月 20 日 一部改正)

(平成 18 年 4 月 21 日 一部改正)

(平成 23 年 7 月 1 日 一部改正)

(設 置)

第 1 条 本会は、山形県下水道協会（以下「協会」という。）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 協会の事務所は、会長都市に置き、事務局を下水道主管部課内に置く。

(目 的)

第 3 条 協会は、山形県内において、下水道事業を推進するため、日本下水道協会と連携し、かつ、会員相互の広域的な連携を図り、諸般の調査研究その他必要な事業を行うとともに、会員相互の情報交換を図ることを目的とする。

(会 員)

第 4 条 協会の会員は、山形県内の日本下水道協会正会員をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、下水道の経営及び技術に関心のある団体（営利企業を除く。）及び個人として入会が認められた者は協会の会員になることができる。

3 前項の規定により入会しようとする者は、幹事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

4 前項の申込があったときは、会長審査のうえ、第 2 項に該当すると認めるときは、その入会を承認し、会長が本人に通知するものとする。

(役員)

第5条 協会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 幹事 若干名

(3) 会計監事 2名以内

2 会長、幹事及び会計監事は、協会総会(以下「総会」という。)において選任する。

3 会長、幹事及び会計監事の任期は2年とし、その終期は任期満了の年の総会終結の日とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は、協会に属する会務を掌握し、当協会を代表する。

2 幹事は、重要会務を審議し、会長が欠けたときは、幹事会において、あらかじめ定めた順序によりその職務を代理する。

3 会計監事は、協会の会計を監査する。

(役員欠員)

第7条 役員に欠員を生じたときは、補欠者を選任する。ただし、幹事及び会計監事は、会長において業務執行上支障がないと認めるときは、改選期までこれを行わないことができる。

(顧問)

第8条 協会に顧問を置き、顧問には県をもって充てる。

(会議)

第9条 会議は、総会及び幹事会とする。

2 総会は、年1回これを開催する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は会員総数の3分の1以上より目的を示して開催の請求があったときは、臨時に開くことができる。

(付議事項)

第10条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

(1) 協会規則の制定・改廃に関する事項

(2) 歳入歳出予算の議決及び決算の承認に関する事項

(3) 第3条に規定する目的の推進に伴う重要な事項

(4) その他協会運営上重要な事項

2 幹事会は、総会に付議する事項及び総会において委任された事項について審議決定する。

(会議の招集)

第 11 条 総会及び幹事会は、会長がこれを招集する。

2 総会及び幹事会の議長は、会長とする。

3 会長は、総会及び幹事会に提出しようとする事項をなるべく、会期 5 日前に通知するものとする。

(議 決)

第 12 条 会議の議事は、出席会員の過半数を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、この規則を変更する場合は、当協会会員の 2 分の 1 以上出席し、その 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

(専決処分)

第 13 条 総会の議決事項で、緊急を要し総会を開催するいとまがない場合は、会長において専決することができる。ただし、次の総会において承認を得なければならない。

(表 彰)

第 14 条 会長は、別に定める表彰規程により、功労者、有功者及び永年勤続者を表彰することができる。

(会 費)

第 15 条 会員は、次に掲げる基本額と調整額の合計額を会費として納入しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、役員会において別に定めることができる。

(1) 基本額は、年額 15,000 円とする。

(2) 調整額は、日本下水道協会一種正会員から徴収するものとし、前々年度の年間有収水量に 5/1,000 を乗じて算出した額を基本に、幹事会で定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、県、尾花沢市及び大石田町の会費は、基本額のみとする。

(会費の納入)

第 16 条 前条の会費は、毎年度請求書発送の日から 3 ヶ月以内に納入しなければならない。

2 年度途中において入会又は退会しても、当該年度の会費は、納入しなければならない。

(会計年度)

第 17 条 協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務処理)

第 18 条 協会の事務処理については、この規則に定めるもののほか、会長都市の例による。

附 則

この規則は、昭和 39 年 10 月 16 日から施行する。

附 則（抄）

この規則は、昭和 61 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 63 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 5 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則変更の施行日における第 5 条に規定する役員は、規則変更の施行日の前日において役員であった者とし、その任期は、規則第 5 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 24 事業年度に開催する総会終結の日までとする。